

改正

平成31年3月29日30千保福総発第250号

令和4年10月18日4千保高介発第550号

令和7年4月1日7千保高介発第116号

千代田区福祉施設等人材確保・定着支援事業補助実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）内において、高齢者又は障害者に対し福祉サービス（以下これらを「福祉サービス」という。）を提供する事業者が当該福祉サービスを提供する施設等（以下「施設等」という。）で実施する当該施設等職員（正規職員又は非常勤職員に限る。以下同じ。）の人材確保及び定着に資する取組（以下「取組」という。）に対し、区が支援するために行う補助に関し必要な事項を定めることにより、当該施設等職員が安心して就労できる環境づくりを推進するとともに、もって区民に対する福祉サービスを安定的、かつ、継続的に提供することを目的とする。

(対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、区内に所在し、別表第1に定める施設等において福祉サービスを提供する事業者とする。

(補助対象経費)

第3条 千代田区長（以下「区長」という。）は、対象者の取組を支援するため、別表第2に規定する経費について同表に定める基準により補助するものとする。

2 前項の規定による補助金は、区長が予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 対象者は、取組に係る補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 休業する施設等職員の休業する事由に応じて次のいずれかに該当するもの

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）

の場合 子の出生予定日が分かる証明書類（母子手帳等）の写し

イ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律

第76号) 第5条に規定する休業(以下「育児休業」という。)の場合 育児休業承認書の写し

ウ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第11条に規定する休業(以下「介護休業」という。)の場合 介護休業承認書の写し

(2) 産前産後休業、育児休業又は介護休業を取得した職員及び代替となる職員の在職証明書
(補助金の交付決定等)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容等を審査し、補助金交付の適否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金交付の適否を決定したときは、補助金交付決定通知書(第2号様式)又は補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、対象者に通知するものとする。

3 区長は、前項の補助金交付決定をするに際し必要と認めるときは、条件を付することができる。
(補助金の請求及び交付)

第6条 前条第2項の補助金交付決定通知を受けた対象者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付請求書(第4号様式)を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求に基づき、速やかに補助金を交付する。
(補助金の使途の制限)

第7条 補助事業者は、前条第2項により交付を受けた補助金を第3条第1項に定める使途以外に用いることはできないものとする。
(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該交付決定に係る取組の実績について、補助金実績報告書(第5号様式)に産前産後休業、育児休業又は介護休業を取得した職員の在職証明書及び代替となる職員を雇用するために要した費用の実支出額を証明する書類を添えて区長に報告するものとする。
(補助金の確定)

第9条 区長は、前条の規定により報告を受けた場合は、当該報告を審査し、補助の対象となる取組の執行が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金額を確定し、補助金交付額確定通知書(第6号様式)により補助事業者へ通知する。
(交付決定の取消し)

第10条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第7条の規定に反して補助金を使用したとき。
- (3) 前2号のほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により補助事業者に通知する。

（補助金の返還）

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金返還通知書（第8号様式）により期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助の対象となる取組の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているとき。
- (2) 第9条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金を交付していたとき。

（委任）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、廃止前の千代田区福祉サービス施設等人材確保・定着支援事業補助実施要綱（平成27年10月1日27千政企調発第61号）第5条の規定に基づく補助金の交付決定のうち、この要綱第2条各号に掲げる施設等において福祉サービスを提供する事業者に対するものは、この要綱の規定による交付決定とみなす。

附 則（平成31年3月29日30千保福総発第250号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月18日4千保高介発第550号）

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日7千保高介発第116号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

対象福祉サービス	対象施設等
高齢者	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護医療院
	訪問介護を行う事業所
	訪問入浴介護を行う事業所（介護予防を含む。）
	訪問看護を行う事業所（介護予防を含む。）
	訪問リハビリテーションを行う事業所（介護予防を含む。）
	通所介護を行う事業所
	通所リハビリテーションを行う事業所（介護予防を含む。）
	短期入所生活介護を行う事業所（介護予防を含む。）
	短期入所療養介護を行う事業所（介護予防を含む。）
	特定施設入居者生活介護を行う事業所（介護予防を含む。）
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所
	夜間対応型訪問介護を行う事業所
	認知症対応型通所介護を行う事業所（介護予防を含む。）
	小規模多機能居宅介護を行う事業所（介護予防を含む。）
	認知症対応型共同生活介護を行う事業所（介護予防を含む。）
	地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業所
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所
	看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所
	地域密着型通所介護を行う事業所
	居宅介護支援を行う事業所
	介護予防支援を行う事業所
	予防訪問サービスを行う事業所
	予防通所サービスを行う事業所
	自立支援訪問サービスを行う事業所
	生活機能向上デイサービスを行う事業所

	地域包括支援センター等その他相談援助の便宜を供与する施設又は事業を行う事業所
障害者	障害者福祉センター
	障害者就労支援施設
	共同生活援助・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援事業所 (ただし、障害者支援施設及び営利を目的とした法人が設置する事業所を除く。)

別表第 2

補助対象経費	補助要件	補助額及び上限額	補助対象期間
施設等に勤務し、産前産後休業、育児休業又は介護休業を取得した職員（以下この表において「休業取得職員」という。）がいる場合に、その代替職員を雇用するために要する費用であって、代替職員に支払う給与等（給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与及び手当を含む。）又は代替職員を派遣している派遣会社に支払う派遣料金とする。	(1) 補助対象の施設等に1年以上かつ月20日以上勤務する休業取得職員の代替であること。 (2) 休業取得職員が休業期間経過後、当該施設等に復帰することを前提に雇用を継続していること。 (3) 申請する補助対象経費について、他に同種の補助制度を受けていないこと。	(1) 高齢者に対し福祉サービスを提供する事業者については、休業取得職員一人ごとに1月当たり250,000円と代替職員を雇用するために要する費用の実支出額とを比較していずれか少ない額を補助する。ただし、代替職員が月20日以上勤務する場合に限る。 (2) 障害者に対し福祉サービスを提供する事業者については、休業取得職員一人ごとに1月当たり200,000円と代替職員を雇用するために要する費用の実支出額とを比較していずれ	休業取得職員同一人に対し、1年を上限とする。ただし、当該休業取得職員が新たに産前産後休業を取得した場合、及び当該休業取得職員が取得した育児休業又は介護休業の対象となる家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京条例第93号）第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓

		か少ない額を補助する。ただし、代替職員が月20日以上勤務する場合に限る。	制度と同等の制度であると区長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方。)、父母及び子(これらの者に準ずる者として祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。)並びに配偶者又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号)第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると区長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方の父母をいう。以下「対象家族」という。)とは異なる対象家族に関して育児休業又は介護休業を取得し
--	--	---	---

			た場合は、当該休業取得 職員に対し新たに 1 年 を上限とする。
--	--	--	--

様式（略）